

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容 根拠法令及び条項		融資依頼の可否の決定 新座市中小企業融資規則第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、事業実態その他必要な事項を調査の上、融資依頼の可否を決定し、新座市中小企業融資依頼通知書（以下「依頼通知書」という。）又は新座市中小企業融資依頼申込却下通知書により、その旨を申込者に通知するものとする。
所管部課係名		市民生活部産業振興課農業商工業振興係
審査基準	関係条項	新座市中小企業融資規則第3条から第7条まで
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定の理由： 融資依頼の決定に係る申込者の資格・申込方法等については、本規則の中に具体的に定められており、改めて審査基準を設定する必要がないため。 なお、本市の制度融資は、すべて埼玉県信用保証協会の保証に付することを前提とするものであるが、本市の融資依頼により信用保証協会の保証が得られるか否かについては、信用保証協会が独自に審査し決定するものであり、市では関与できない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日
	設定等年月日	平成19年10月1日設定(平成 年 月 日最終変更)